

- このニュースは、毎月1回、以下の通り配信されています。
 - ◎ 各都道府県石油組合および北海道・各地方石油組合宛
 - ◎ 共同事業部会各委員および農林漁業部会各委員
- 全石連ホームページに「共同事業Gニュース」を常時掲載しています。
いつでもカラーで、過去号から最新号まで、ご覧いただけます。
 - ※ 「全石連」で検索⇒「石油広場 全石連ホームページ」⇒「組合員の皆様へ」⇒「組合員情報」⇒「共同事業Gニュース」
 - ※ アドレスは <http://www.zensekiren.or.jp/> です。
- 主な内容は（お役立ち情報満載！）
 - ① 購買事業の「新商品紹介」、主力商品の基礎知識
 - ② 中型生命等の販売成功例、自家共済、保険の紹介と基礎知識
 - ③ 各種お知らせ
 - ④ 農林漁業A重油制度解説～事務手続きのポイント等 などです。

(目次)

1. 電子ブレーカーをご利用いただいている組合員さんへ
 2. 組合員さん向け各種チラシについて
 3. SS受託自動車保険の加入メリット
 4. 平成27年度版共同事業総合カタログ「May I Help you?」ならびに共同事業インフォメーション（秋冬号）を作成中です
 5. お知らせ
 - (1) 中型生命グループ保険の最新加入状況
 - (2) Iタイプ、IWタイプロール紙の当日発送について
 - (3) マイナンバー制度に関する保険会社の対応について
 - (4) リサイクルトナーカートリッジを使って「E&Qマークラベルを集めて応募しよう！」キャンペーンが実施されます
- 農林漁業コーナー (お知らせ)

1. 電子ブレーカーをご利用いただいている組合員さんへ

全石連・組合で正式取り扱いしている電子ブレーカー（株式会社エスコ）の交換推奨は設置後10年です。電子ブレーカーは分電盤に設置されており、電気利用に重要な働きをしています。設置後、長期間経過した製品は点検及び交換をお勧めしています。（必ず交換しなければならないわけではありません）製品仕様書には「製品の寿命：電子ブレーカーは一般の電子機器に該当する為、寿命がございます。安全の為にも、**設置後10年をめぐりに交換して頂く事を推奨します**。設置（取付）年月日を製品本体に記録して下さい。」（製品仕様書から抜粋）と記載されています。

設置後10年以上経過した電子ブレーカーをご利用頂いている組合員さんがいらっしゃいましたら、点検及び交換についてご検討頂ければ幸いです。交換する際には、現在の電子ブレーカーを下取りいたします。また、電気使用量を再調査（無料）させて頂き、現状で最適な電気基本料金をご提案いたします。

なお、最近、一部の電子ブレーカー取扱い業者（代理店等）等で、「設置後10年経過したら交換しなければいけない」や「すぐ交換しないと壊れる」というような、行き過ぎた営業トークする業者の実態も把握していますので、ご注意くださいととともに、まずは全石連・組合にご相談頂きますようお願いいたします。

2. 組合員さん向け各種チラシについて

組合さんにおかれましては、早期割引チラシ（ダイアリー・手帳・カレンダーなど）、ワンタッチ給油栓（コックン）チラシ・漏洩対策緊急セット（スピルキット）チラシのご周知について、ご協力頂き誠にありがとうございます。皆様のご協力により、新たにご案内した商品（企画）にもかかわらず、各商品について多くのご注文を頂いております。これからも組合員さんに有益と思われる商品につきましては、商品毎に専用チラシを作製していきたいと思っております。

また、これから配布していただける組合さんにおかれましても多くのお問合せやご注文を頂戴している商品ですので宜しくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

なお、給油栓「コックン」につきましては、実物を見たいというご依頼がありましたので、全石連にてサンプルを数個ご用意し、貸出しが出来ることになりましたので、理事会や組合員さんへのご訪問の際にご活用下さい。

3. S S 受託自動車保険の加入メリット

S S 総合共済では補償されない部分を補う目的で提供しているS S 受託自動車保険ですが、最近、次のような支払い事例が報告されました。S S 内でスタッフがお客様の車を運転していて、別のお客様が乗っている車に衝突、車自体の損害は軽微なものでしたが、そのお客様が衝突の衝撃で常に背中に痺れを感じるようになったということで、治療費のほか、後遺障害の補償を求めて裁判を起こされる事態になりました。組合員さんは保険会社のサポートを受けながら被害者との交渉に事故発生から約3年の時間を要し、和解金として160万円を支払うことでこのたび示談が成立しました。もし、この組合員さんがS S 受託自動車保険に加入していなかったとしたら解決までより時間がかかったでしょうし、精神的な負担も大きくなっていたの

ではないかと察します。組合員さんにSS受託自動車保険をご紹介いただく時にこの話を取り上げていただければ加入のメリットがご理解いただけると思います。(パンフレットにも記載させていただいておりますが、お客様が加入されている自動車保険はSSの従業員さんが運転中の事故については補償の対象とはなりません)

受託自動車保険の2015年度版パンフレットに掲載されている加入料のB10、B20、B30について間違った保険料が掲載されていたことが保険会社から報告があり、再作成したものを送付いたしますので、差替えをお願いします。訂正版のパンフレットは判別しやすいよう表紙の背景色がオレンジになっています。

4. 2015年度版 共同事業総合カタログ「May I Help you?」 ならびに共同事業インフォメーション(秋冬号)を作成中です

9月からのキャンペーンに合わせて、本年度版の共同事業総合カタログ「May I Help you? 2015-2016 保存版」を作成中です。組合員の皆様からのご意見を反映させて作成しております。皆様のお役に立てる商品を1つでも多くご案内したいと考えています。

なお、皆様のお手元には例年通り9月以降にお届けする予定となっております。

また、8月24日(月)付け「ぜんせき」新聞に「共同事業インフォメーション秋冬号」を差し込む予定となっております。キャンペーン特別価格にてご提供する「洗車タオル・ロール紙・リサイクルトナーカートリッジ」のほか「共済・保険商品」、「農林漁業用国産A重油石油石炭税還付制度」のご案内、注目商品など掲載しますので、同日の「共同事業インフォメーション秋冬号」を是非ご覧頂きますようお願いいたします。

5. お知らせ

(1) 中型生命グループ保険の最新加入状況

中型生命グループ保険の9月1日現在の加入者数は、8,371人(前月8,372人、前月比-1人)です。

先月、埼玉県石協の理事会にて共同事業をPRする機会をいただくことができ、中型生命について、「月数百円程度の掛金で従業員への弔慰金制度を作ることができる。病気入院への独自の見舞金制度が好評。」などその保障内容を説明させていただきました。

その数日後、理事会に出席されていた組合員役員の方から「理事会で中型生命の説明を聞いて内容が良くわかった。従業員のために是非加入したい。」というお電話をもらいました。“会社の制度”として中型生命を採用していただけることになったわけで、理想的な「新規加入」となりました。

中型生命の加入にはその内容を説明させてもらうことがきっかけになります。9月から始まる秋期キャンペーン期間中に組合の諸会議や組合員を訪問することを計画されていまして、是非お声がけください。

(2) Iタイプ、IWタイプロール紙の当日発送について

Iタイプ、IWタイプロール紙(商品コード:671/672)の当日発送のご注文は、**11:00までにFAX**又はメールにてご注文下さいますようお願いいたします。11時以降のご注文につきましては、当日出荷ができない可能性もありますので、あらかじめご了承下さい。

なお、3箱以上のご注文は配送会社の都合で、1箱や2箱のご注文より納期が若干遅くなる

場合がありますので、誠に申し訳ありませんがあらかじめご了承ください。

(3) マイナンバー制度に関する保険会社の対応について

マスコミ報道で2016年1月からマイナンバー制度が始まることは皆様御存知と思います。マイナンバーは法令で定められた手続き（社会保障、税、災害対策）に使われるためのものです。保険会社が保険金の支払いに際しマイナンバーの提供を契約者等に求める機会がでてくるようです。現在、保険会社ではマイナンバー制度への対応準備を進めていますが、本会で斡旋している保険商品について配慮が必要なことができてきましたらお知らせいたします。

(4) リサイクルトナーカートリッジを使って「E&Qマークラベルを集めて応募しよう！」キャンペーンが実施されます

弊社リサイクルトナーの取引先は、日本カートリッジリサイクル工業会に所属しており、ご注文いただいたリサイクルトナー（一部除く）にはE&Qマークラベルが貼られています。今回、同工業会では、「E&Qマークラベルを集めて応募しよう！」キャンペーンを実施します。E&Qラベルを4枚集めて（箱よりはがす）キャンペーンに応募すると、500円分のQ U Oカードが2,000名様に当たります。この機会に是非「品質と環境」のE&Qマークラベル付きトナーカートリッジをご注文いただき、応募してみてくださいはいかがでしょうか。



応募者多数によりプレゼント総数 2,000 枚に達した時点でキャンペーンは終了しますので、お早目にご応募して下さい。なお、アンケート回答が必須となっております。回答がない場合は無効となりますのでご注意ください。

【キャンペーン 概要】

- 応募期間：2015年10月31日まで
- 応募方法：ご使用済みのカートリッジの梱包箱からE&Q マークラベルをはがし、応募用紙（下記HPアドレスよりダウンロード）に4枚1口貼付して郵送
- 郵送先：〒143 - 0023 東京都大田区山王3 - 32 - 1 - 103
一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会 キャンペーン事務局
- 応募用紙ダウンロードはこちらから

<http://www.ajcr.jp/EQ/campaign2015.pdf>

※詳細をご覧ください。



リサイクルトナー本体のラベルは、はがさないで下さい。

注：本カートリッジリサイクル工業会（以下AJCR）が第三者審査機関を通して、環境管理・品質管理基準に基づいた厳しい審査を会員の工場に出向き、毎年1回実施しています。環境管理基準は6テーマ28項目、品質管理基準は4テーマ10項目にわたり、全て適合する製品のみ本体と外箱にE&Qマークラベルが貼付されています。

国A 総括表の作成・確認時の注意事項

農協・漁協への国Aの販売 → 農協・漁協の明細

登録業者が農協や漁協（以下「農協等」）に国産A重油を販売した場合は、総括表への記載とともに明細の添付が必須です。

明細…登録業者が農協等に販売した場合に必ず添付

- ・明細は農協等が、農林漁業者に対し**農林漁業用**に国産A重油を販売をしたことの確認（証明）のため、必ず必要です。

- ・農協等は最終のユーザーではありません。農協等が農林漁業者に国産A重油を販売します。その確認のために、登録業者が農協等に販売した数量の内訳として、農協等が農林漁業者に販売した（農林漁業用に使用された）「明細」を作成し添付することが必要です。
- ・「明細」には農協等の名前と所在地を記入してください。
- ・「明細」の記載事項は総括表とほぼ同じで『購入（販売）月日・氏名・住所・所属農協等・購入（販売）数量』が販売1件ごとに必要です。
- ・明細の様式は自由です。本会の総括表を利用し作成していただいても結構です（明細と表題脇に記載して下さい）。また上記項目が記載されていればエクセル等で作成していただいても結構です（明細には登録番号は必要ありません）。
- ・仮に農協等が農林漁業者以外に販売した場合は、登録業者はその分を総括表の購入数量から除く必要があります。

ここに注目

- ・**唯一の例外** 農協等自体が国産A重油を直接農林漁業用に全量使用している場合は明細は不要です。 → **製茶組合等の例あり**
- ・上記の方法の他に、農協等自体が登録業者となることも可能です。
- ・どの場合も**用途の確認は必ず必要**です。販売先の用途確認の徹底を登録業者にご指導ください。

明細の書き方や農協等の登録については国A手引きも合わせてご覧ください。

新たに国Aを農協等に販売し総括表に記載する場合は、明細の添付が必要であることを登録業者にご指導ください。

～ 7月 末までに提出の総括表等 ～

7月 末までに全石提出締切の総括表等は以下の通りです。まだ総括表が組合に届いていない登録業者さんがいる場合には至急登録業者さんに確認の電話をお願いいたします。

無税重油	6月分（無税重油は25日まで）
国産A重油	6月分
農林軽油	第1四半期
海運用燃油	第1四半期